

一般乗用旅客自動車運送事業に係る特定地域の指定の期限の延長
(広島交通圏、大分市)に係る審議(第1回)

1. 日 時

平成30年5月10日(木) 10時30分～11時15分

2. 場 所

国土交通省 2号館14階 運輸審議会審議室

3. 出席者

<委員>

原田尚志(会長)、牧満(会長代理)

松田英三、河野康子、根本敏則、山田攝子

<国土交通省>

自動車局:金指旅客課長ほか

事案処理職員:運輸審議会審議室 石崎、柳瀬

4. 議事概要

- 自動車局が一般乗用旅客自動車運送事業に係る特定地域の指定の期限の延長(広島交通圏、大分市)の概要等について説明した。
- 運輸審議会委員からは、
 - ①事業者計画の認可と事業者計画の実施の間にはタイムラグがあるのか。
 - ②広島交通圏、大分市ともに赤字車両数のシェアについて指定基準に該当していないとのことだが、該当しなくなった要因について具体的に分析はしているのか。
 - ③広島交通圏、大分市ともに活性化の取組として、乗合タクシー事業が挙げられているが、乗合タクシー事業はコスト回収できるものなのか。
 - ④活性化の取組について、人口減少局面にある現状下では、訪日外客に対する需要喚起策を講じていくことが重要だと考えるが、タクシー事業者はどう考えているのか。

等について質問があった。

これに対し、自動車局からは、

- ①事業者計画のうち供給輸送力の削減についての実施時期は、特定地域計画の中で定められており、地域毎に異なる。大分市は、平成30年度末時点で供給輸送力の削減の実施率は37%だが、今月中には100%になる見込みである。
- ②各地域から運輸局経由で聞き取ったところ、燃料費の下落が影響しているのではないか、という声が多数あった。
- ③コスト回収できるかについては、なかなか厳しいのが実態であるが、地域のニーズに応じて地域の足となるべく、コスト削減や自治会等とも連携した地域密着の利用促進運動などに取り組みながら乗合タクシー事業を行っているのが実態である。
- ④インバウンド対応については、全国タクシー・ハイヤー連合会が作成したアクションプランに基づいて具体的に各事業者が取組を始めているところである。

等の回答を得た。

(注) 事案処理職員とは、運輸審議会一般規則第7条の2の規定に基づき、運輸審議会の指名を受け、指定された事案を処理する国土交通省職員のことである。